

新型コロナに係るイノベーション創出推進委託（オープンイノベーション型）に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和2年7月3日

発注者 神奈川県知事
黒岩 祐治

1 委託事業の名称

新型コロナに係るイノベーション創出推進委託（オープンイノベーション型）

2 委託業務の内容

(1) 事業の目的

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）により、企業活動に多大な影響が及んでおり、ベンチャー企業においても、売上げが激減するとともに、大企業が業績悪化を理由に大幅に投資を控えるなど、資金調達環境が悪化し、苦しい環境におかれています。

また、国等による既存の支援策は、事業内容に将来性はあるものの創業間もないことから赤字経営が続いている企業や、短期間で大幅に売上げを拡大していくスタートアップにとって、利用できないものが多くなっています。

一方、新型コロナの広がりにより、人々の意識やビジネスを取り巻く環境が大きく変化している中、With コロナ・After コロナを想定した新しいビジネスモデルをイノベーションにより生み出していく必要があります。

そこで、ベンチャー企業が中心となった複数の企業等が連携し、新型コロナにより生じる課題の解決を行うなど、神奈川県において新しいビジネスモデルを構築するプロジェクトを募集します。

有識者による選考のうえ、採択したプロジェクトについては、県が開発・実証に係る費用を支援するとともに、県が運営するオープンイノベーションのプラットフォーム「ビジネス・アクセラレーター・かながわ」（以下、「BAK」という。）において事業化を支援します。

(2) 募集するプロジェクト

下記の想定例など、「新しい生活様式」の定着・普及に資するプロジェクトを中心に募集します。想定例以外にも、新型コロナにより生じた社会課題の解決に資するプロジェクトや、新型コロナの収束後に成長・発展が見込まれる領域をテーマとしたプロジェクトなども対象となります。

また、当該プロジェクトは、神奈川県の企業等と連携して主に神奈川県において実施するサービスや、全国展開に向けて、まずは神奈川県を実証フィールドとして実施するものなど、主に神奈川県（県民・企業）をターゲットとして実施するものとしてください。

【想定例（※あくまでイメージであり、これらに限るものではありません）】

- ・地元店舗や大手物流等との連携による自宅での買い物サービス
- ・AR・VR等を活用した大規模オンラインイベントや、在宅での買い物体験サービス
- ・商業施設のリモート接客サービス
- ・テレワーク支援・遠隔での学習サポート
- ・VR等を活用したバーチャルツーリズム
- ・家での過ごし方や食事など、家庭での体験を豊かにする各種サービス

(3) プロジェクト内容について

以下のア～エの全てを満たすプロジェクトとしてください。

ア ベンチャー企業^{※1}が中心となって複数の企業（以下、「プロジェクトメンバー^{※2}」）が連携して取り組むプロジェクトであること。

イ 「新しい生活様式」の定着・普及に資するなど、新型コロナにより生じた社会課題の解決や新型コロナの収束後に成長・発展が見込まれる領域をテーマとしたプロジェクトであること。

ウ 令和2年度中にサービス等のプロトタイプの開発完了を見込むプロジェクトであること。

エ 本プロジェクト以外に、同一団体が同一内容で、国等の公的機関の開発委託や開発補助を受けているプロジェクトでないこと。

※1 具体的には「4 参加資格（4）」に記載のとおりです。

※2 プロジェクトメンバーは法人である必要があります。

プロジェクトメンバー数に制限はありません。

応募時点でプロジェクトメンバーの特定が難しい場合、採択後の事業化検討の中でメンバーを追加することを前提に、1社単独での応募も認めます（ただし、プロジェクト組成の実現可能性について審査の中で確認します）。

3 採択件数及び採択上限額

(1) 採択上限額（税込）

1件あたり 11,000,000 円（申請額での採択を保証するものではありません）

(2) 採択件数

3件程度（予算総額 33,000,000 円の範囲内で採択します）

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表明書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

(1) プロジェクトメンバー（応募法人）の全てが日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること。

(2) プロジェクトメンバーの中に県内に本店、支店または営業所を有する法人が含まれていること。

(3) 2法人以上で応募する場合は、応募する法人の中から幹事法人を決め、幹事法人を代表者として、本募集に係る申請その他の必要な手続きを行うこと。

(4) 応募法人（2法人以上の応募の場合は、幹事法人）は、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者^{※1}であること。

(5) プロジェクトメンバーの全てが神奈川県 of BAK（ビジネス・アクセラレーター・かながわ）協議会^{※2}に加入している者であること（加入していない場合は、募集締切日までに加入申請を行うこと）。

(6) プロジェクトメンバーの全てが神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(7) プロジェクトメンバーの全てが地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 「新型コロナに係るイノベーション創出推進委託（オープンイノベーション型）に係る公募型プロポーザル募集要項」及び「仕様書」に示すプロジェクトを、公正かつ的確に遂行し

得る者であること。

- ※1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、下表に該当する会社又は個人をいう。(ただし、本公募への応募は法人に限ります)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

- ※2 神奈川県のBAK(ビジネス・アクセラレーター・かながわ)協議会への加入申請は、次の県サイトから行ってください(会費は無料です)。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/ent/f537611/bak01.html>

5 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 参加意思表明書の受付 | 令和2年7月31日(金)17時15分まで(必着) |
| (2) 質問書の受付 | 令和2年7月31日(金)17時15分まで(必着) |
| (3) 質問に対する回答 | 令和2年8月4日(火)(予定) |
| (4) 企画提案書の受付 | 令和2年8月7日(金)17時15分まで(必着) |
| (5) 審査会 | 令和2年8月下旬～9月上旬(予定) |
| (6) 選定結果の通知 | 令和2年9月中旬(予定) |

6 参加手続き

(1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、かながわ電子入札共同システムのホームページからダウンロードするか、産業労働局産業部産業振興課で受け取ってください。

(2) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書(様式1)を提出してください。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思表明書(様式1)

イ 提出期限 令和2年7月31日(金)17時15分まで(必着)

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出先 産業労働局産業部産業振興課新産業振興グループ

※ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成等に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。

質問に対する回答は、全ての参加意思表明書の提出者に対して、電子メールにて行います。

- ア 提出書類 質問書（任意様式）
イ 提出期限 令和2年7月31日（金）17時15分まで（必着）
ウ 提出方法 電子メール vb001@pref.kanagawa.jp
※件名に【質問書：新型コロナに係るイノベーション創出推進委託】と明記してください。
エ 提出先 産業労働局産業部産業振興課 新産業振興グループ
オ 回答日 令和2年8月4日（火）（予定）

(4) 企画提案書等の提出

別添企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を作成のうえ、次の書類と併せて提出してください。

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式2、様式3、様式4、様式5）
- ② 見積書（内訳明細を含む。任意様式）
 - i 宛名及び発行（提出）日を必ず記載してください。
 - ii 宛名は、「神奈川県知事」としてください。
 - iii 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。
 - iv 法人名、住所、代表者（役職、氏名、代表者印）を記載してください
- ③ 直近2年分の決算書（写し）
※設立2年未満の場合は、経過年分の決算書及び直近月の合計残高試算表
- ④ 申請日から3か月以内に発行された法人登記事項証明書（写し）

イ 提出部数

- ①～③：8部（1部のみ正本とし、残り7部は複写で可とします。）
- ④：1部

※③、④は全プロジェクトメンバーのものを提出してください。

また、①企画提案書は、電子データ（wordファイル）も併せて御提出ください。

- ウ 提出期限 令和2年8月7日（金）17時15分まで（必着）
エ 提出方法 持参又は郵送（電子データは電子メールによる）
オ 提出先 産業労働局産業部産業振興課新産業振興グループ 上野、勝呂
メール送信先：vb001@pref.kanagawa.jp

※応募書類の分割提出はできません。

※持参の場合の受付時間は、土日祝日除く8時30分から17時15分までです。

7 選定の方法

(1) 選定方法

ア (2)の評価基準に基づき、外部委員等で構成する審査会による審査を行い、審査員の合計得点の平均点（少数第2位以下を四捨五入）が高い3件程度を採択します。ただし、最高点の提案が4つ以上ある場合や、同点の場合は、審査委員が協議のうえ決定します。

また、提案のあった積算額に基づき、予算の範囲内で3件を超えて採択できる場合は、3件を超えて採択します。

イ 審査委員の合計得点の平均点が60点未満のプロジェクトについては、順位のいかんにか

関わらず自動的に不採択とします。

ウ 審査は企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにて行います。

エ 審査会開催日は、令和2年8月下旬から9月上旬を予定しておりますが、決定次第、様式1に記載の連絡先に連絡します。

オ プレゼンテーションにおける各社持ち時間は、提案内容の説明15分、質疑応答15分（計30分）を予定しています。

カ 説明方法については特に定めはありませんが、企画提案書の内容に沿って説明していただき、その後、審査委員からの質疑を行います。なお、企画提案書以外の資料を配付することは不可とします。

キ 応募者多数の場合は提出書類に基づく予備審査を実施し、予備審査の通過者のみを本審査の対象とします。

(2) 評価基準

項目	審査の視点	配点
①新型コロナウイルス感染症の状況への適合性	提案されているサービスは、「新しい生活様式」の定着・普及に資するなど、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化（現在または将来）に適合したものであるか。	20点
②事業化された場合の市場への貢献度（経済的インパクト）	事業化された場合に、十分な事業規模を有するなど、既存の市場に与えるインパクトは大きい、もしくは新たな市場開拓となりえるものか。また、収益性が見込め、持続可能なものであるか。	10点
③事業化された場合の社会への貢献度（社会的インパクト）	事業化された場合に、神奈川県内において幅広く、大きな需要が見込める、または社会への貢献度が高いと予想されるか。	20点
④新規性・革新性	ベンチャーが持つアイデアや技術内容に新規性・独自性があるなど、事業化を目指す内容に革新的な部分があるか。	20点
⑤市場ニーズの把握	市場ニーズやユーザーのペイン・課題を具体的に把握しているとともに、ニーズ等を反映させた適切なサービス等の設計がなされているか。	10点
⑥事業化計画の信頼性	今年度末までに達成を見込む目標の設定の妥当性を含め、事業化達成までの計画が明確化されているか。 また、今後の事業化に向けた計画は現実的なものか。	10点
⑦事業化体制	事業化を達成するために、必要なメンバーが具体的に設定されているなど、適切な体制となっているか。また、プロジェクトメンバー間の役割分担が明確化され、また合理的かつ効果的なものとなっているか。	10点
計		100点

(3) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 選定結果の通知

令和2年9月中旬（予定）に通知します。

8 業務委託の契約手続き

次のとおり、業務委託の契約手続きを行います。

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となります。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがあります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続きを行います。

9 支援内容や契約形態等

- (1) 幹事法人の定めを含むプロジェクトメンバーの役割分担に関する協定等を提出のうえ、発注者と幹事法人の間で、令和3年3月25日（木）を終期とするプロジェクトの成果を定めた単年度委託契約を締結します。
- (2) 契約額は11,000,000円（税込）を上限として知事が決定した額とします。
- (3) 採択されたプロジェクトは、BAKによる次の支援を受けていただきます。
 - ア 実証実施に向けた各種調整の支援
 - イ 連携先企業・団体とのマッチング・コーディネート支援
 - ウ 事業化推進のための戦略策定サポート、ファシリテーション
 - エ 大企業やVC・支援機関との協働に向けたイベント・ワークショップ運営支援
 - オ 業界/業種に応じた専門家によるアドバイス 等

10 委託事業費の取扱

- (1) 委託事業費の対象となる経費は、プロジェクトの推進に必要な経費のうち、〈別紙〉のとおりとします。
- (2) 委託事業費は、委託事業終了後、発注者が指定する職員による検査を経た後に、委託契約額を上限に、幹事法人に支払います。幹事法人はプロジェクトメンバーに委託事業費を適切に分配してください。なお、委託事業費の3割を上限とする金額を前金として契約後にお支払いすることができます。
- (3) プロジェクトの進捗状況に応じて、委託契約の変更や、委託事業費を減額することがあります（仕様書に定めた目標に満たない場合等）。
- (4) 採択プロジェクトの内容や、あらかじめ届け出た委託事業費の用途を変更する（ただし、対象経費項目の20%以内の軽微な変更を除く）ときは、あらかじめ委託事業変更承認申請書を発注者に提出し、承認を受ける必要があります。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、委託事業契約の全部もしくは一部を解除します。
 - ア 委託契約に基づく発注者の指示に違反した場合。
 - イ 天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託事業を完了しないとき又は完了期限までに委託事業を完了する見込みがないと発注者が認めたとき。
 - ウ 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託事業については、その許可等が取消し、又は抹消されたとき。
 - エ 受注者が正当な事由なく解約を申し出たとき。
 - オ 本契約の履行に関し、受注者並びにその使用人等に不正の行為があったとき。
 - カ 前各号に定めるもののほか、受注者が委託契約の規定に違反したとき。

11 委託成果の取扱

本委託業務の実施により発生した、特許権や実用新案権、意匠権、商標権またはこれらの権利を受ける権利（以下、「知的財産権等」）は、プロジェクトメンバーに帰属します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、発注者に当該知的財産権等は無償で譲り渡していただきます。

- (1) 委託契約終了後、プロジェクトメンバーが当該知的財産権等を相当期間において活用せず、かつ発注者が当該知的財産権等の活用を促進するために特に必要があると認める場合に、第三者に無償で当該知的財産権等を使用させることを許諾しない場合
- (2) 発注者が、災害への緊急対応等、公共の福祉のために第三者にも使用させる必要が特にあると認め、その理由を明示して求めるときに、無償で発注者が当該知的財産権等を使用すること、又は第三者に使用させることを許諾しない場合

12 成果の報告及び公表等

- (1) 委託契約締結の前後に、申請者の名称、採択プロジェクトの名称・概要を公表します。（採択プロジェクトの名称や概要を非公表とすることはできません。）
- (2) 委託期間中、発注者の求めに応じて、委託事業の進捗及び委託事業費の使用状況について中間報告を行っていただく場合があります。また、委託事業完了後、直ちに委託事業完了届に、収支決算書及び成果報告書を添付のうえ発注者に提出し、発注者の指定する職員の検査を受けていただきます。
- (3) 委託事業の成果について、発注者が実施する事業報告会等での発表や、発注者が作成する成果報告集等への掲載を求める場合があります。この際、発注者の委託事業費を使用して実施した内容については、原則公開していただきます。

13 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、提案書の記載事項に軽微な不備があった場合及び不足書類があった場合については、別途指示します。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。
- (5) 選定後、参加者名等は公表しますが、審査結果については、採用者以外は特定されない方法で公表します。
- (6) 発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配付した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。
- (7) 発注者との調整の中で企画提案内容の変更等があり得ます。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて発注者と協議のうえ、対応することとします。
- (8) 当該契約の相手方決定の効果は、令和2年度6月補正予算（その2）に係る議会の議決がなされた予算発効時において効力を生ずるものとします。

14 本募集に関する説明会

- (1)日時：7月14日（火曜）14時から15時

Zoomによる配信を行います。

説明会動画及び、説明会での質問に対する回答については次のホームページに後日、公開します。

- (2)参加方法：

次の申込ページから事前申込をお願いします。参加用のURLを送付いたします。

<説明会申込ページ>

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/hatsu-shin/r2koubo.html>

15 問合せ先

〒231-8588（住所の記載を省略できます。）横浜市中区日本大通1

神奈川県産業労働局 産業部 産業振興課 新産業振興グループ

担当 上野、勝呂

電話 (045) 210-5636 (直通)

FAX (045) 210-8871

E-mail vb001@pref.kanagawa.jp

(別紙 委託事業の対象経費)

内 容	
調査・宣伝費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許及び実用新案の調査・取得に要する費用（弁理士等への謝金を含む） ・ ニーズ・市場・マーケットの調査に要する費用 ・ 技術評価に要する経費 ・ 広告宣伝費（展示会・見本市等への出展費用を含む） ・ その他必要経費
開発関係費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料・副資材の購入 ・ 工具・器具・資料等の購入費（5万円未満（税込）のものに限る） ・ 機械装置等のリース料（リース契約終了後に所有権が移転するものは購入費とみなし、5万円未満（税込）のものに限る） ・ 外注加工費（デザイン費等含む） ・ ソフトウェアの開発・改良費 ・ その他必要経費
実証関係費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策費（保険料・機器試験料・保安警備料等） ・ 謝礼等（モニターや協力施設への謝金、その他物品を含む） ・ 会場使用料等 ・ 機器賃借料 ・ 参加募集に係る費用（広告費等） ・ その他必要経費
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費、交通費（領収書を発行可能なもので、かつ旅行目的が採択された事業の目的と合致すると判断できるものに限る） ・ 弁護士、公認会計士、弁理士等専門家への謝金 ・ 人件費 <p>（採択された総事業費の 20%を上限とする。ただし、必要となるシステムを自社開発するなど IT 分野に限り、40%を上限とする。</p> <p>なお、法人代表者及び役員（監査役含む。）本人または当該者と生計を一にする家族の人件費は対象外とする。）</p>